

地域計画

策定年月日	令和6年7月1日
更新年月日	()
目標年度	令和15年度
市町村名 (市町村コード)	江津市 322075
地域名 (地域内農業集落名)	谷住郷 (下の原、市、妙見谷、大口、天神郷、谷、長戸路、高尾)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域及び農林業センサスの農業集落名を記載しています。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	32 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	22 ha
② 田の面積	29 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	3 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	14 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	0 ha
(参考) 区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	ha
(備考)	

注1:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載しています。

2:④については、地域の農業を担う者が今後、規模縮小の意向を持つ、あるいは拡大・参入が困難な区域(レッドゾーン)の農地面積を記載しています。

(2) 地域農業の現状及び課題

・認定農業者3者(3法人)を含む3法人6個人が地域の農業を担う者として在する。
 ・平坦な農地がまとまっている下の原集落、大口集落を除き、川沿いの狭あいな農地が大半を占め、これらの地域では高齢化による担い手不足が顕著である。
 ・水稻、有機農産物(麦等)、茶、産直野菜、そば、苔等、多様な農業が展開されているが、エリア内にある製茶工場の老朽化が進んでいることから、茶に代わる農作物(茶畑の有効利用方法)を検討する必要がある。
 ・水害多発地域であり、治水事業による集団移転に伴い通い耕作となっている集落がある。
 ・圃場整備率は55%。実施状況は以下のとおり。
 【H9～13(谷)、H11～16(下の原)、H5～23(上口)、H17～20(押手)、H19～25(妙見谷、大口)】

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

・**地域の特性を生かした多様な農業の持続体制構築エリア。**
 ・農業法人への効率的な農地集積と若手の担い手の確保・育成。
 ・作物ごとのブロック構築と茶に代わる地域産品の創出。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
農業法人への集積・集約化を中心としつつ、個人も含めた農業を担う者間で調整し、集積を図る。			
(2)-1担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	14 %	将来の目標とする集積率	14 %
(2)-2地域内の農業を担う者に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	32 %	将来の目標とする集積率	32 %
(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標			
地域内の農業を担う者別に集計した合計団地数は33。 担い手ごとの団地形成を促進し、団地数の減少を図る。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組				
・谷集落	既に耕作している農業法人が縮小、撤退の可能性があり、担い手が不足し高齢化が進んでいることからレッドゾーンとし、利活用方法を検討する。			
・長戸路集落	担い手不在であることから、レッドゾーンとし、利活用方法を検討する。			
・市、妙見谷、天神郷集落	担い手が一定程度耕作している箇所はグレーゾーンとし、集積できるよう条件改善を検討する。			
・市、妙見谷、天神郷集落	担い手が耕作していない箇所についてはレッドゾーンとし、利活用方法を検討する。			
・下の原集落	エリア内で最もまとまった農地があり、比較的担い手への集積も進んでいることからブルーゾーンとする。			
・大口集落	通り耕作が行われており、集積には一定の課題があることからグレーゾーンとし、通り耕作による負荷軽減及び新規就農者の参入を目指す。			
・高尾集落	農業法人が有機野菜の施設栽培を行っており、引き続き利用する意向であることから、ブルーゾーンとする。			
(2)農地中間管理機構の活用方法				
担い手の経営意向を斟酌しながら、順次中間管理機構による集積を進めていく。				
(3)基盤整備事業への取組				
エリア内の一部集落で小規模基盤整備(暗渠排水・区画形状の改善、農道の拡幅等)が必要。 下の原集落における農業用水の取水施設が老朽化しており、事業を活用しながら修繕を行う。				
(4)多様な経営体の確保・育成の取組				
個人の直売所出荷者が多いエリアであり、その維持を図りつつ、新たな出荷者の確保・育成を目指す。				
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組				
当エリアには農業支援サービス事業者が不在。				
以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)				
☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他
【選択した上記の取組内容】				
① イノシシ・サルによる農業被害が大きいため、地域と行政が連携し対策を講じていく。 ② 一部の施設及び露地で有機栽培が行われている。主に露地の有機JAS認証面積の拡大を図り、収益性の向上を目指す。 ⑦ 農業上の利用が困難な農地については、省力作物の導入等を検討し、保全・管理を行う。 ⑧ 通り耕作となっている集落において、農業用倉庫などの整備について検討する。 ⑧ 茶の加工場の稼働が終了した場合、茶の生産に影響が出る可能性があり、早めに対策を検討する必要がある。				

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 15 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
認農		水稻	0.1 ha	ha	水稻	0.1 ha	ha	1	
認農		桑等	0.4 ha	ha	桑等	0.4 ha	ha	2	
認農		麦、大豆等	3.9 ha	ha	麦、大豆等	3.9 ha	ha	3	
利		水稻	0.9 ha	ha	水稻	0.9 ha	ha	4	
利		水稻	1.7 ha	ha	水稻	1.7 ha	ha	5	
利		水稻	0.5 ha	ha	水稻	0.5 ha	ha	6	
利		水稻	1.3 ha	ha	水稻	1.3 ha	ha	7	
利		水稻	0.7 ha	ha	水稻	0.7 ha	ha	8	
利		水稻	0.6 ha	ha	水稻	0.6 ha	ha	9	
計	9経営体		10.1 ha	0 ha		10.1 ha	0 ha		

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載しています。
2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載しています。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目
		該当なし	

6 目標地図(別添のとおり)